

## 福井市美術館の施設をご利用される方へ

### 1. 施設の概要

市民ギャラリー 床面積 = 152 m<sup>2</sup>、天井高 = 4m

壁面長 可動壁を使用しない場合 55m、使用する場合 最大 70m

企画展示室 床面積 = 306 m<sup>2</sup>、天井高 = 4m

壁面長 可動壁を使用しない場合 99m、使用する場合 最大 140m

市民ギャラリー・企画展示室 床面積 = 458 m<sup>2</sup>

壁面長 可動壁を使用しない場合 118.5m

講堂 床面積 = 110.48 m<sup>2</sup>、最大収容 = 100 席程度

椅子のみの利用 70～80 席程度、机と椅子の併用は 50 席程度を目安とします。

作品搬入出用エレベーター

高さ 2,800 × 幅 2,600 × 奥行 2,000 mm 最大積載量 2.5 トン

### 2. 使用の範囲

福井市美術館の企画展示室、市民ギャラリー及び講堂（以下、「施設」という）は、個人及び団体の美術品等（絵画、彫刻、陶芸、工芸、写真、書、その他作品）の展示や、美術に関する講演会や講習会、会議等の範囲において使用することができます。

なお、使用申請書と異なった目的での使用、使用权の転貸、譲渡は固くお断りします。

### 3. 使用時間

開館時間 午前 9 時 00 分 午後 5 時 15 分 に準じます。

### 4. 申込方法

貸出し期間 次年度 5 月 1 日以降次々年度の 4 月末日までの間で当館が指定する期間

[ 仮申し込み ]

1 次申込み 12 月 1 日から当館が指定する受付期間内(10 日程度)

使用希望が重複した場合、指定日に抽選を行います。

2 次申込み 1 次申込み終了後、当館の指定する日からは先着順で受け付けます。

仮申し込み手続き次第、「福井市美術館使用承認申請書」を提出してください。

申請書は、福井市ホームページの「施設の貸出しについて(福井市美術館)」に掲載しています。

## 5. 使用料の支払いについて

館内施設の使用料は別表のとおりです。

[支払方法] 使用料は前払いとします。開催の1ヶ月前に送付する福井市の納入通知書により、使用開始日までに指定金融機関で払い込みください。スポットライト等の設備使用料は、搬入・展示作業後に請求します。

[注意] 納入済みの使用料は返還できません。ただし、災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったときは、館指定の「還付申請書」を提出いただいた上で、既に納入された全部又は一部を返還します。

## 6. 使用のための準備

案内状、発送諸費用、目録、看板・ポスター等は、使用者側で用意してください。

ご用意された印刷物は、館内掲示及び資料として3部提出してください。

使用期間中に屋外掲示板（美術館入口広場、身障者用駐車場近く）にポスターを掲示することができます。ただし、他の利用がある場合、期間前の掲示はできません。また、ポスターはB2以下にしてください。

可動壁を追加する場合は、会場の配置図を使用開始日の3日前までに提出してください。展示作業中及び作業後の追加は構造上できません。

机、椅子、展示台等の使用及び特別の器具、電力等を使用したい場合は、搬入前までに当館の承認を得てください。

外部の設備を使用する場合は、使用者の負担とします。

## 7. 使用の解約

解約の場合は、使用開始日の7日前までに御連絡ください。

## 8. 作品の搬入・搬出

搬入・搬出作業は、館南側の搬入出口からの利用をお願いします。

搬入・展示作業は、午前9時00分から午後5時15分までを厳守してください。

搬出は、最終日の午後5時15分までに完了してください。作業完了時には、必ず館に報告し、点検を受けてください。最終日の閉場は搬出に要する時間を見込んでください。

休館日の搬入・搬出はできません。

## 9. 設備利用

壁面への展示は、ピックアップレール使用による吊り下げとしてください。

作品等の吊り下げには、館が指定し貸出す懸架金具（チェーン、フック、Sカン）を使用してください。備品ワイヤーは使用できません。

釘、金具、とっこ、備品ワイヤーや粘着性テープ(特に両面テープ)は使用しないでください。

スポットライトの取り付けは、使用中の落下防止のため、必ず職員の説明を受けてください。

機器及び電源ダクトを破損した場合は、遅滞なく館に報告してください。

高所作業台や脚立を使用して作業する時は、複数人で、事故の無いよう安全に十分注意し、正しく使用してください。

展示準備室（バックヤード）にある備品（展示台、スポットライト、暗幕等）を無断で持出さないでください。

その他、使用方法等不明な点は、事務局（内線 15～18）まで問い合わせてください。

## 10. 展示中の注意及び禁止事項

### [ 注意事項 ]

作品の監視保全は、使用者の責に帰属します。問合せ等の対応に可能な限り受付をおき、人員を配置してください。

万一の火災・盗難・作品の汚損を含む不慮の事故・災害等が発生した場合、当館はその責を負いません。

展示中の施設への出入りは、正面出入り口から行ってください。

[ 施設環境保護のため以下の行為は禁止します。違反した場合、施設の使用を取り消します。 ]

展示室内で飲食すること

生花等自然物を展示室内に持込むこと

火気の使用、臭いが出るもの、他人に不快を与えるもの、飲食物を展示すること

作品や物品の販売、寄付金の募集、その他これらに類する商業行為をおこなうこと

館及び社会の秩序を乱すような作品を展示すること又は行為をおこなうこと

開館時間外の展示室内への出入りをおこなうこと

## 11. 原状回復

使用後はただちにゴミ等の整理をし、使用前の状態に復してください。

梱包材や使用時のゴミ等は必ず持ち帰ってください。

壁面にピンを使用した場合、備え付けのパテ等により穴埋めを行い、原状に復してください。

館の施設や設備、備品等をき損、汚損又は紛失したときは、速やかに館に申し出てください。

使用者の費用負担で修繕等を行い、原状に復していただきます。

## 12. 使用承認の取り消し

以下の事項に該当するときは、既に承認された使用を取り消します。

規約事項に違反のあったとき

館において管理上の事由が生じたとき

使用申請に記載された事項が事実と反するとき

## 別表

## 福井市美術館 施設（企画展示室、市民ギャラリー、講堂）使用料

## 1. 施設使用料

区分	金額		
	全日の料金 9時から17時まで	午前の料金 9時から12時まで	午後の料金 12時から17時まで
市民ギャラリー	4,190 円	1,570 円	2,610 円
企画展示室	15,920 円	5,970 円	9,950 円
講堂	5,860 円	2,200 円	3,660 円
備考			
1 使用料は、全日の料金、午前の料金及び午後の料金のいずれかの区分に応じた料金とする。			
2 17時15分を超えて使用する場合の使用料は、前項の規定にかかわらず、1時間当たり市民ギャラリーにあつては520円、企画展示室にあつては1,990円、講堂にあつては730円に使用時間を乗じて得た額とする。			
3 準備、後片付け等のために使用する場合の使用料は、上記の金額の5割に相当する額とする。			
4 使用者が観覧料、入場料等を徴収する場合は、上記の金額の3割増しとする。			

福井市美術館の施設及び管理に関する条例（条例第8号）第7条 別表  
展示施設の全床を使用する場合の料金は、「企画展示室」+「市民ギャラリー」の使用料とします。

## 2. 設備使用料

区分	単位	使用料
スポットライト	10個1日(8時間以内)につき	100円
映写機	1回(5時間以内)につき	310円
オーバーヘッドプロジェクター	1回(5時間以内)につき	310円
ビデオプロジェクター	1回(5時間以内)につき	520円

福井市美術館の観覧料及び使用料の徴収に関する規則（規則第46号）第4条 別表  
スポットライトは、展示作業終了後に使用数をカウント(端数切上げ)し請求します。